

柏木地区『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	柏木地区 (柏木町)	令和 2年 2月 4日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.0ha
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.4ha
(備考) 地区内の中心経営体は、施設野菜経営が主体であり、水稻部門の拡大は難しい状況にある。	

2 対象地区の課題

柏木町は他の集落に比べると耕地面積が少ない集落である。その殆どが水稻作付けか保全管理水田で、施設園芸作物の作付けはわずかである。集落の農家は、兼業農家か退職した者が殆どで、専業農家は1戸にとどまる。後継者においては、集落内の73%の農家がおらず、高齢化と後継者不足が大変深刻な状態である。農業収入において、水稻作付けによるものが殆どで、実質赤字であり、それぞれの農家において農機具等の不具合が出る、または使用不能となった場合、農業経営を廃止するといった農家の声もある。この状態が続けば、慢性的な担い手不足で、集落内の耕作地の半分以上は耕作放棄地となってしまう。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、担い手に農地を集約・集積化し、少しでも耕作放棄地を減らしていく。
- 集落外からも、担い手を受け入れることを視野に入れる。
- また、集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。
- 集落内において、認定農業者の掘り起こしや、認定新規就農者も担い手の対象としていく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなるであろう農地については、中心経営体に集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の意向

現在、集落内において機構を活用し貸付を行っている農地は17筆、17、702㎡で、今後、貸付等の意向が確認された農地は12筆、13、993㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに集落外の経営体や新規就農者を中心経営体に位置づける等、中心経営体を増やす。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。